

定例会・臨時会レポート

開催された定例議会、臨時議会の審議結果報告

◆ 令和5年 第1回臨時会 ◎ 1月26日

議 件 名	内 容
専決処分の報告	契約金額の変更 ・ 契約の目的 ふるさと公園整備事業水景、遊戯施設土木主体工事 ・ 議決年月日 令和4年3月15日 ・ 変更の理由 敷地造成土量の変更、樹勢回復工の追加、張芝、すきとり物の運搬処理量等の確定による変更 ・ 増 減 額 300万3千円の増 ・ 変更後の額 2億6997万3千円
令和4年度新十津川町一般会計補正予算(第11号)	歳入歳出にそれぞれ5110万3千円を追加し、総額を77億5105万6千円とする。 【主な内容】 ・ 2回目の排雪事業の委託料 3600万円 ・ 妊娠届提出時と出産時に各5万円を交付 301万円 ・ 吉野地区活性化センターの自動ドア修繕料 154万円

◆ 令和5年 第1回定例会 ◎ 3月8日～17日

議 件 名	内 容
新十津川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	マイナンバー法に基づき、マイナンバーを利用できる対象事務から「不妊治療費の助成事業」、「私立幼稚園就園奨励費助成事業」を削除する。
新十津川町多子世帯子育て支援に関する条例の一部改正	条例の令和5年3月末失効に際し、経過措置として、現に助成等の対象で認定を受けている児童に、令和9年3月末までの間、助成等を行う。
新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正	新型コロナウイルス感染症による経済的影響を考慮し、奨学金の限度額を増額する特例措置の期間を1年延長し、令和6年3月までとする。
令和4年度新十津川町一般会計補正予算(第12号)	歳入歳出それぞれ1億6900万3千円を追加し、総額を79億2005万9千円とする。
令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出それぞれ746万8千円を減額し、総額を2億6722万2千円とする。
令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出それぞれ1077万7千円を減額し、総額を1億2307万1千円とする。
令和4年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出それぞれ891万4千円を減額し、総額を1億9979万9千円とする。
令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出それぞれ160万円を減額し、総額を8062万9千円とする。
工事請負契約の締結	新十津川駅跡地整備事業公園整備工事 ・ 契約額 1億2430万円 ・ 相手方 遠藤・新十津川建設運輸特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社遠藤組 構成員 株式会社新十津川建設運輸
新十津川町道路線の認定及び変更	認定路線：北中央公園通り 町道北中央3号通り～町道北中央3号北通り 188.8m 変更路線：サイクリングロード 新) 中央8番地14地先～弥生67番地5地先 3119.1m 旧) 道道学園新十津川停車場線～弥生67番地先 2125.2m

議 件 名	内 容
新十津川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定	「個人情報の保護に関する法律」の一部改正により、全国統一的な運用を行っていくため、「個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表」「開示決定等の期限の設定」「開示請求に係る手数料」「情報制度審査会への諮問」など、法の施行に必要な事項を規定する条例の制定
新十津川町情報制度審査会条例の制定	「個人情報の保護に関する法律」及び法律施行条例等の施行に際し、審査会の組織及び所掌事務に係る規定を明確にするための条例の制定
個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定	「個人情報の保護に関する法律」の一部改正により「新十津川町手数料徴収条例」「新十津川町情報公開条例」「新十津川町まちづくり基本条例」「新十津川町個人情報保護条例」に所要の改定を行う。
新十津川町下水道事業の設置に関する条例の制定	地方公営企業法適用により、公営企業における経理内容の明確化及び透明性の向上を図り、経営の効率化と健全化を推進する条例の制定
新十津川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正	審査委員会の審査に必要とされていた押印規定を見直す改正
新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所管官庁が変更されたことによる条例の一部改正及び民法第822条の懲戒権の規定が削除されたことに伴い関連する条文を削除する改正
新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	安全計画の策定、園バスへのプザー設置など利用乳幼児の所在確認の実施、感染症や災害発生時における業務継続計画策定に係る規定の新設及び民法第822条の懲戒権の規定が削除されたことに伴い関連する条文を削除する改正
新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	安全計画の策定、児童の移動のために自動車を運行する際の所在確認の実施、業務継続計画の策定に係る規定の新設及び放課後児童支援員の任用資格に関する改正
新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正	入居の手続きに係る連帯保証人の要件を改定するとともに、家賃債務保証業者を利用する場合に敷金を減免する改正
新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正	合併処理浄化槽の設置に係る補助限度額を増額する改正
新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正	家庭系廃棄物の処理に係る指定ごみ袋に、燃やせるごみ袋10リットルの規格を追加する改正
令和5年度新十津川町一般会計予算	歳入歳出の総額を64億567万5千円とする。
令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計予算	歳入歳出の総額を2億8563万5千円とする。
令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算	歳入歳出の総額を1億3039万6千円とする。
令和5年度新十津川町下水道事業会計予算	事業収益の予定額を2億2990万6千円、費用を2億3963万1千円とし、資本的収入の予定額を7735万1千円、支出を1億4647万2千円とする。なお、収入額が支出額に不足する額6912万1千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額211万6千円及び当年度分損益勘定留保資金6700万5千円で補填するものとする。
公の施設の指定管理者の指定	・ ふるさと公園内のスポーツ施設全8施設 指定管理者 特定非営利活動法人 新十津川町スポーツ協会 代表者 理事長 谷口 榮 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任の承認	後木満男氏(新任)
新十津川町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正	新十津川町温水プールの利用における障がいや理由とした不合理な制限の見直しを行う条例の改正
議員発議(第1号) 新十津川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定	町議会における個人情報の取扱いに関する規律を定めるため、個人情報の保護に関する法律や新十津川町個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を踏まえた条例の制定